

国立保健医療科学院における動物実験委員会規程

(平成17年10月6日院長伺定)

(平成21年8月18日一部改正)

(平成22年3月16日一部改正)

(平成23年3月29日一部改正)

(平成28年1月8日一部改正)

(平成28年6月8日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、国立保健医療科学院（以下「本院」という。）の職員、特定研究員、研究生、研修生、研究補助員（以下「職員等」という。）が行う実験動物を用いるすべての研修及び研究が、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、平成26年改正）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号、平成25年改正）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年施行、平成27年改正）」（以下「基本指針」という。）、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」（以下「処分指針」という。）、国立保健医療科学院における動物実験規程（本規程を含めて以下「規程等」という。）の趣旨に則り、適正に実施されるために寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 院長は動物実験等の適正な実施に関して審査及び調査を行い、院長に報告または助言を行う組織として本院に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者
- (4) 企画調整主幹
- (5) 総務部長

2 委員は院長が指名または委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(委員会の責務)

第4条 委員会は、科学的・倫理的な動物実験を実施するために必要な実験設備及び飼育施設を整備し 円滑な管理運営を確立するために必要な管理体制の充実に努めなければならない。

- 2 委員会は、申請された動物実験計画等について審査を行う。
- 3 委員会は、動物飼育施設の衛生状況等を定期的に調査し、必要に応じて改善勧告を行う。
- 4 委員会は、院長が承認した実験計画に関し定期的に報告を受け、必要に応じ調査する。
- 5 委員会は、動物実験実施者等に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼育及び 保管に関する知識の習得、その他動物実験実施者等の資質の向上を図るために必要な教育訓練の場を確保する。教育訓練等の内容は以下のとおりとする。
 - (1) 関連法令、基本指針、処分指針、及び院内の規程等に関する事項
 - (2) 安全確保・安全管理に関する事項
 - (3) 適正な動物実験の実施に関する事項
- 6 委員会は、動物実験計画の申請があった場合は速やかに審査し、審査結果を院長へ報告する。
- 7 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、それを院長に報告する。
- 8 委員会は、7で行った自己点検・評価に対する外部検証に協力する。

(議事)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、審査が急を要するときには、委員長が個々の委員の意見を聴いて判断し、事後、委員会に報告することができる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(審査)

- 第6条 委員会で行う審査においては、次の点に留意して判定を行う。
- (1) 動物福祉の観点から、動物実験の範囲を教育・研究の目的に必要な最小限度としているか。また、苦痛緩和のために適切な配慮がなされているか。
 - (2) 実験の目的、実験方法、目的に応じた動物種の選定理由、実験動物の特性、飼育条件および実験成績精度や再現性を左右する実験動物の数などを明記し

た実験計画であるか。

(3) 動物実験に関する法、飼育保管基準、基本指針、処分指針、規程等または関連学会等の規則を遵守しているか。

2 審査の判定は、出席委員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、無記名投票をもって判定することができる。

3 委員が動物実験責任者となる場合、当該委員は審査に加わることはできない。

4 判定は、次の名号に掲げる表示による。

(1) 非該当

(2) 承認

(3) 条件付承認

(4) 変更の勧告

(5) 不承認

5 動物実験計画書、審査経過及び判定は記録として保存し、情報公開の開示請求があった場合は法令上可能な範囲において公開することができる。

(審査申請手続き及び判定の通知)

第7条 審査を申請しようとする者は、動物実験計画書及び別途定めによる申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、申請に対しすみやかに審査を行い、終了後直ちに、その判定を院長に報告しなければならない。

3 前項の報告をするに当たっては、審査の判定が前条第3項第3号、第4号または第5号である場合は、その条件若しくは変更、又は不承認の理由等を記載しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は総務部研修・業務課において処理する。

(小委員会)

第9条 委員会の効率的な運営をはかるため、小委員会をおくことができる。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、委員会が案を作成し、院長の裁定を得て定める。

附 則

この規程は、平成17年10月6日から施行する。

附則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月29日）

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2. 第3条第3項の規定にかかわらず、この規程改正時現在の委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

3. 第8条の規定にかかわらず、委員会の庶務は、当分の間、総務部総務課において処理することとする。

附則

この規程は平成28年1月8日から施行する。

附則

この規程は平成28年6月8日から施行する。